

公調委事第26号
令和5年1月31日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長
永野厚郎

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和4年8月8日付け国不収第36号をもって意見照会のあった、道路改築事業（以下「本件事業」という。）に関して、A収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和a年b月c日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するX（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求のうち、土地所有者兼物件所有者は審査請求人（持分d分のe）及びB（持分d分のf）であると主張する部分は理由があり、その余の本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 審査請求人は、本件事業において審査請求人が共有持分を有する本件裁決に係る土地（以下「本件土地」という。）を起業者（C）に売却する気はなく、収用される本件土地の範囲も起業者から説明を受けていない。
 - (2) 本件土地の範囲はその残地（以下「本件残地」という。）に及んでいるのではないか。収用することができる土地の境界を越えて収用している疑いがある。

- (3) 令和 g 年 h 月 i 日に、D 裁判所において、被相続人 E の遺産について審査請求人と B が取得する旨の遺産分割協議を内容とする調停（以下「本件調停」という。）が成立したから、本件土地所有者兼物件所有者は、審査請求人と B である。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) 審査請求人は、本件土地を売却する気はなく、収用される本件土地の範囲も起業者から説明を受けていない旨主張する（前記 1 (1)）。

審査請求人の主張は、本件土地の収用手続前の任意交渉の過程における起業者の対応に関するものであって、土地収用法（以下「法」という。）第 48 条第 1 項に規定する権利取得裁決の決定事項及び法第 49 条第 1 項に規定する明渡裁決の決定事項の内容に関わるものではない。

そして、資料によれば、処分庁は収用しようとする土地の所在、地番、地目及び地積等を記載した通知を審査請求人に送付し、実測平面図を含む裁決申請書等も公告及び縦覧されており、審査請求人は本件裁決に係る土地の範囲について十分に知り得る状態にあったから、処分庁の本件裁決手続に違法又は不当な点はない。

- (2) 審査請求人は、本件土地の範囲は本件残地に及び、収用することができる土地の境界を越えて収用している疑いがある旨主張する（前記 1 (2)）。

資料によれば、処分庁は本件土地の境界を現地調査で確認した上で裁決申請書の土地調書にある実測平面図に誤りがないと認定したことが認められるが、審査請求人は収用する土地の範囲が本件残地にまで及んでいることを示す証拠等を提出せず、審査請求人の主張を認めるに足る証拠はない。そのため、処分庁が本件土地の境界を土地調書のとおり認定し本件裁決をしたことに違法又は不当な点はない。

- (3) 審査請求人は、令和 g 年 h 月 i 日に、D 裁判所において被相続人 E の遺産について本件調停が成立したから、本件土地所有者兼物件所有者は、審査請求人と B である旨主張する（前記 1 (3)）。

資料によれば、①本件土地は、平成 j 年 k 月 l 日当時、E（持分 d 分の m）、審査請求人（持分 d 分の n）及び B（持分 d 分の o）の共有であったこと、②同日、E が死亡し、令和 g 年 h 月 i 日に、D 裁判所において、E の遺産である本件土地の持分について、相続人である審査請求人、B、F 及び G の 4 名（他に相続人はいない。）により、p 分の q（持分 d 分の r）を B が、p 分の s（持分 d 分の t）を審査請求人が取得する旨

の遺産分割協議を内容とする本件調停が成立したこと、③その結果、本件土地は、審査請求人（持分d分のe）及びB（持分d分のf）の共有となったこと、④本件土地上の収用物件（ネットフェンスやアスファルト舗装）についても、従物ないし不可分一体物として本件土地の共有持分と同じ持分での同人らの共有となったこと、以上の事実が認められる。そのため、本件土地所有者兼物件所有者に関する審査請求人の主張は理由がある。

なお、資料によれば、①起業者は、令和u年v月w日に、Fから相続放棄をしたとの電話があったことからD裁判所に「相続放棄及び限定承認」について照会をしたが、その事実は確認できず、また、本件調停成立の事実についての話はなかったことから同事実を把握できず、Eの相続について法定相続分に基づいて相続されたことを前提に令和x年y月z日に本件裁決の申請をしたこと、②令和a a年a b月a c日にFから処分庁に電話連絡があり相続放棄についての発言があったが、本件調停の話はなかったこと、③審査請求人らは処分庁における同年a d月a e日の審理期日に出席せず、書面によるものも含め意見等の提出をしなかったこと、④本件調停に基づく相続登記がされたのは、本件裁決（令和a年b月c日）の後である同年a f月a g日であったこと、以上の事実が認められる。そうすると、処分庁において、本件調停成立の事実の把握は困難であったことが認められる。ただし、本件では、Fから、起業者と処分庁に「相続放棄」をした旨の連絡があったのであり、一般人においては、遺産分割協議において不動産を取得しない旨の合意をしたことも含めて「相続放棄」の文言を使用することも想定して、更に調査することは可能であったと解される。

法に基づく収用とその補償の裁決は、所有者を確知することができないときは不明裁決も可能であるとされている（法第48条第4項及び第5項、第49条第2項）。これは収用委員会として可能な調査を尽くした上でなお所有者を確知できないときには不明裁決を適法に行うことができるとしているのであり、そうだとすると、可能な調査を尽くさずに所有者の認定を誤った場合は、違法になるというのが法の趣旨であると解される。本件の場合は、上述の調査を尽くしているとは認められず、所有者を誤った以上、裁決の当該部分は違法となるというべきである。

- 3 以上のとおりであることから、本件審査請求のうち、土地所有者兼物件所有者は、審査請求人（持分d分のe）及びB（持分d分のf）であると主張する部分は理由があり、その余の本件審査請求は、理由がないものと考えられる。